

IFRSを活かしたM&A経営 ／経営者が押さえるべきポイント

パートナー 公認会計士
芳木 亮介



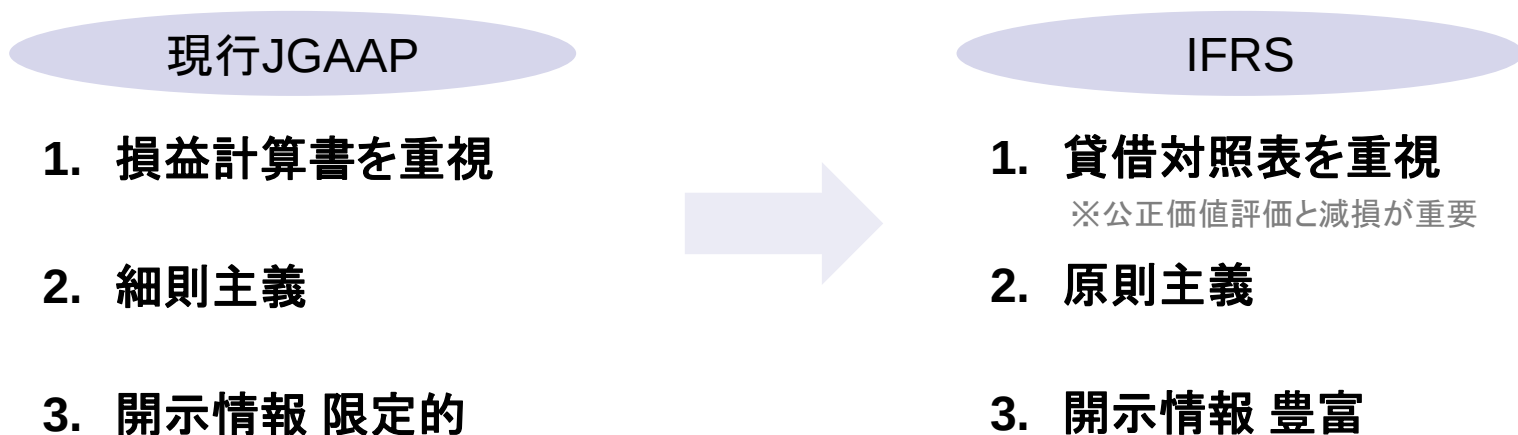
清和監査法人

平成23年5月19日

目次

I. はじめに	3	V. まとめ	24
II. M&A会計の制度変遷	4	1. IFRS導入後のM&Aプロセス	25
III. IFRS導入がM&A会計に及ぼす影響	6	2. 財務DDの将来像	26
1. 連結の範囲が広がる	7	3. M&Aを成功させるために	27
2. 非支配株主の取扱が変わる	9	講師略歴	28
3. 子会社株式売却取引の取扱が変わる	10	Appendix	別紙
4. M&A時の開示が充実	11		
5. 企業結合－JGAAPからIFRSへ	13		
IV. IFRSのM&A会計からM&A戦略へ	14		
1. M&A戦略に特に大きな影響を及ぼす論点2つ	15	なお、本資料における「M&A会計」とは、以下の状況での会計	
2. PPAはとても重要!!	16	処理を示すものとする	
3. のれん非償却は諸刃の剣	17	✓ 企業又は事業を取得した時又は譲渡する時の処理・開示	
4. M&Aの成功失敗は事後的に明確に	19	✓ 取得によって得られる資産負債の認識測定	
5. IFRS「のれん」の減損実態	20	✓ 取得後の資産負債の評価	
6. 減損テストの詳細開示	21		

I. はじめに



II. M&A会計の制度変遷

米国のM&A会計は 2002年がターニングポイントだった

～2000年

持分プーリング法を活用し、「のれん」償却負担無く、積極的な資本戦略を展開

- 12項目の要件を満たす場合 ⇒ 持分プーリング
要件を充たさない場合 ⇒ パーチェス法
※計上したのれんは、規則償却(最大40年)
- 実務上は、持分プーリング法が主流だった
- 持分プーリングが好まれる背景
 - ✓ のれんの償却負担を回避
 - ✓ 含み益ある事業の取得は、統合後の利益調整手段
 - ✓ 資本の厚い会社を買収し、配当原資を確保

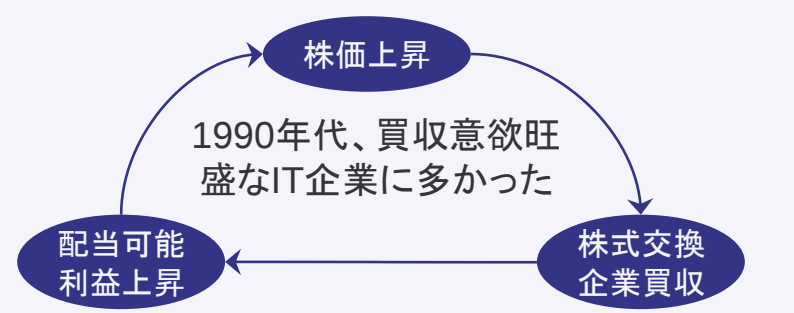
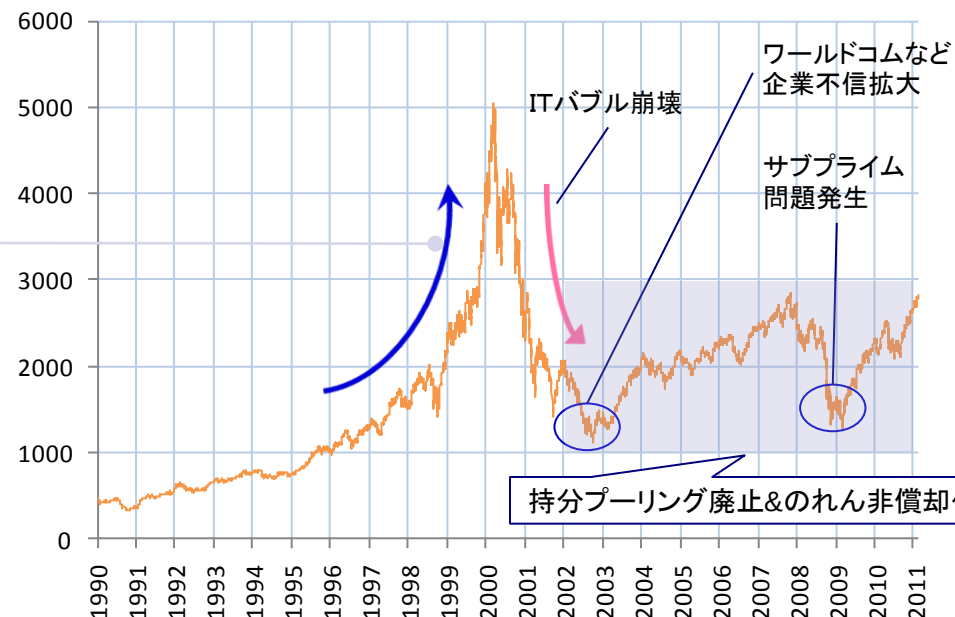
2000年 米国ITバブル崩壊 ⇒ 株価下落

2002年～

持分プーリング法廃止 かつ「のれん」非償却化

- パーチェス法一本化で「のれん」を従来通り償却するとなれば、株高及び買収価格高騰で膨らんだ「のれん」の償却負担は大きい
- のれん非償却化により、持分プーリング法廃止の影響を限定的にした

Nasdaq総合 過去20年終値推移



II. M&A会計の制度変遷

日本のM&A会計は、米国の後追い

1999年～ 会計ビックバン

【持株基準】

客観的な基準で判定容易だが、故意に持株比率を落として「連結外し」を行うことが可能。



【支配力・影響力基準】

議決権の所有だけに限らず、意思決定機関を支配しているか、実質的な支配関係の判断を加味した基準。

2006年4月～ 企業結合会計基準の適用開始

【適用前】

企業結合に関して包括的な基準がなく、商法規定の範囲内で当事者の裁量が幅広く認められていた。



【適用後】

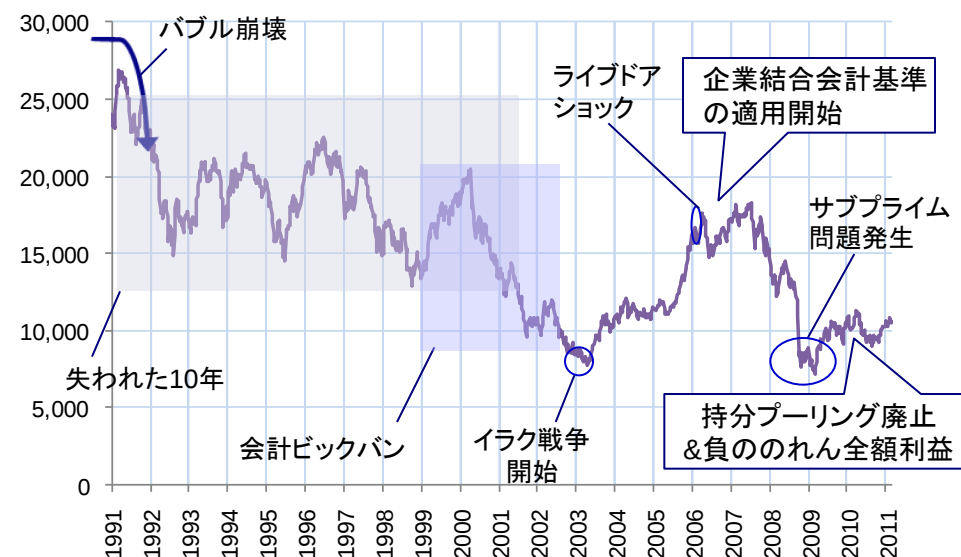
要件を満たした場合は、持分が継続していると判断し、持分プーリング法を適用。

それ以外は取得と判断しパーチェス法を適用。

※ 2006年 会社法制定

合併対価の柔軟化・買収防衛策等、M&Aに関する詳細な規定を設置

日経平均株価 過去20年終値推移



2010年4月～持分プーリング法廃止、かつ「負ののれん」全額利益

- ・パーチェス法に一本化（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く）
- ・負ののれんは生じた事業年度の利益として処理する。

III. IFRS導入がM&A会計に及ぼす影響

1. 連結の範囲が広がる
2. 少数株主（以下、非支配株主）の取扱が変わる
3. 子会社株式売却取引の取扱が変わる
4. M&A時の開示が充実
5. 企業結合－JGAAPからIFRSへ

III. 1 連結の範囲が広がる_1/2

例外を認めず実質的判断で連結 ⇒ 連結の範囲が広がる

1. 連結除外又は持分法適用除外の規定が存在しない

- ✓ JGAAPで連結除外の子会社を連結する必要がある
- ✓ JGAAPで持分法適用除外の関連会社を持分法連結する必要がある
- ※ JGAAPの連結又は持分法適用除外規定：
支配又は影響が一時的、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合に適用
- ※ 子会社がIFRS5号の売却目的資産・廃止事業に該当する場合、IFRS5号に従って処理

2. SPEを連結しないとする判断は慎重さが必要

- ※ 2010年9月発表の公開草案により日本基準においても連結対象となるSPEが増加（次スライド参照）

III. 1 連結の範囲が広がる_2/2

SPEも実質的支配力で判定 ⇒ 連結範囲拡大

現行JGAAP

- ✓ 一定の要件^(*1)を満たす場合、連結の範囲に含めない事ができる(例外規定あり)



改訂見込JGAAP^(*2)

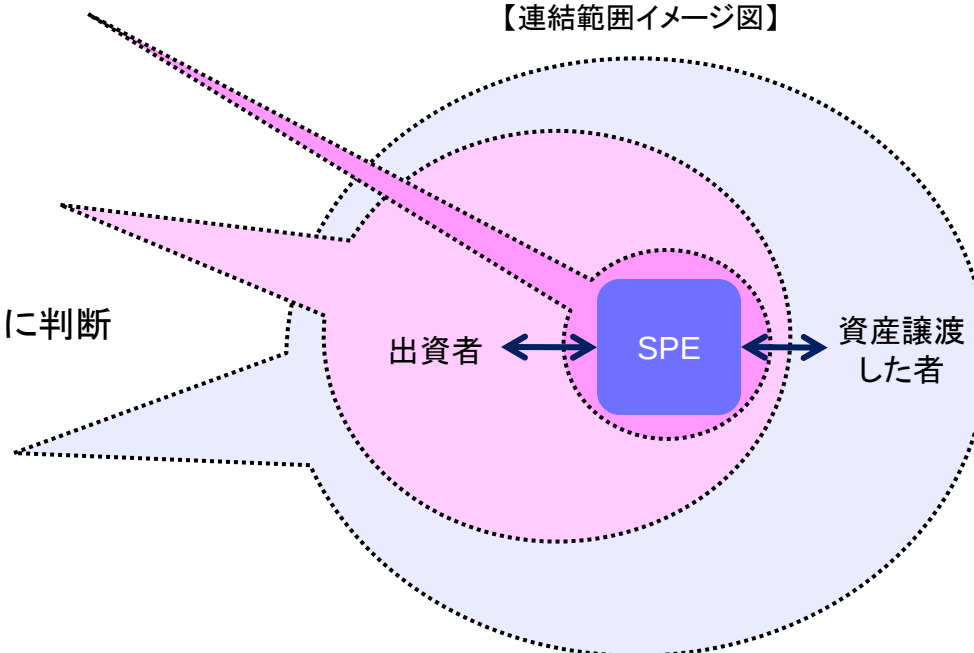
- ✓ 上記例外規定から「出資者」を削除
→SPE出資者は、他の子会社等と同様に実質的に判断



IFRS

- ✓ 実質的支配が認められれば、連結範囲となる
(対象外の要件はない)

【連結範囲イメージ図】



(*1) 出資者及び資産譲渡した者は、下記の要件を満たす場合、SPEを連結の範囲に含めないことができる

- ① 適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を、発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されている
- ② 事業がその目的に従って適切に遂行されている

(*2) SPEに対する出資者は、現行JGAAPにある、「一定の要件」を適用できなくなり、IFRS同様に実質的な支配力をもって連結の範囲に含めるか否かを判断することとなる
(2011年3月25日に最終基準公表 2013年4月より適用)

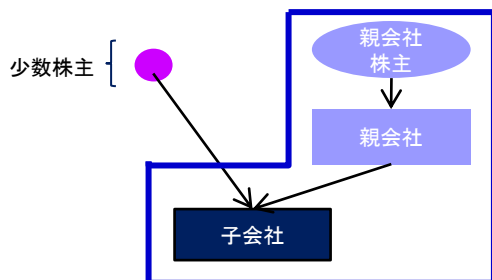
III. 2 非支配株主の取扱が変わる

非支配株主の利益も、連結グループの利益を構成

現行
JGAAP

【親会社説】

親会社の株主の立場から連結財務諸表を作成すべきという考え方



連結損益計算書

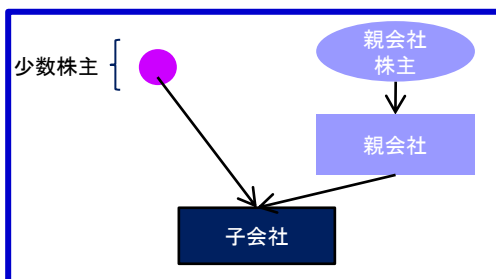
収益	××
...	
税金等調整前当期純利益	××
税金費用	
少数株主損益	××
当期純利益	××

(*1) 最後に連結グループの利益から外す

IFRS

【経済的単一体説】

少数株主も連結グループに対する出資者と位置づけ、親会社株主及び少数株主の双方の立場から連結財務諸表を作成すべきという考え方



連結損益計算書

収益	××
...	
税金等調整前当期純利益	××
税金費用	××
当期純利益	××
うち、以下に帰属する利益	
親会社株主	××
非支配株主	××

(*2) 連結グループ全体の利益は親会社株主帰属分と非支配株主帰属分で構成されている

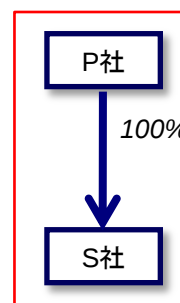
III. 3 子会社株式売却取引の取扱が変わる

子会社の株式売却後も実質的に支配力が残る ⇒ 売却損益を計上できない

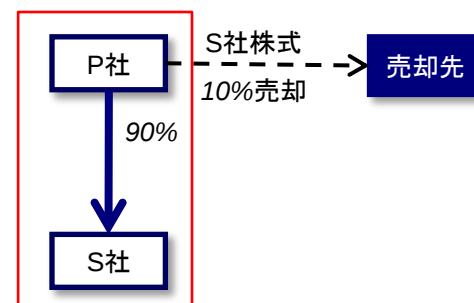
1. 支配喪失を伴わない子会社株式の売却

- ✓ 投資の性質が変化せず、支配が継続していると捉える
⇒ 持分変動額と売却収入の差額は、直接資本勘定へ
- ✓ 企業グループ損益のクッションとして、子会社株式の含み益を活用できなくなる
上場子会社を有する企業グループの戦略に影響を及ぼすのではないか

【S株式売却前】



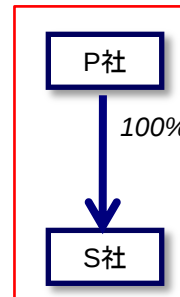
【S株式売却後】



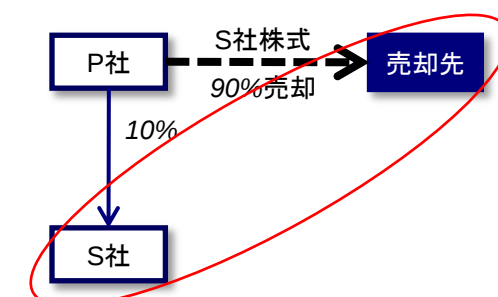
2. 支配喪失を伴う子会社株式の売却

- ✓ 投資簿価と売却収入の差額を売却損益へ（従来通り）
- ✓ 残存投資を支配喪失時点で新たな投資とみなして公正価値評価
- ✓ 1回の株式売却で支配を喪失しなくても、複数回を通して支配を喪失する場合は、一体のものとし、支配の喪失を伴う取引として扱う

【S株式売却前】



【S株式売却後】



III. 4 M&A時の開示が充実_1/2

IFRS ⇒ 定性的な情報&より詳細な開示が必要

現行
JGAAP

【主な開示項目の比較】

IFRS

1. 企業結合の概要
2. 発生したのれんの金額, 発生原因, 償却方法・期間
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳
4. 条件付取得対価の内容・今後の会計処理方針
5. —
6. 受入資産及び引受負債の額並びにその主な内訳
7. —
8. —
9. 負ののれんの金額, 発生原因
10. —
11. 段階的に達成した場合の詳細
12. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
(金額なし)
13. 当該企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額

1. 企業結合の概要
2. 認識したのれんの構成要素の質的な記述
3. 対価の公正価値
4. 条件付き対価の取り決めと補償資産
5. 取得した債権の詳細(公正価値等)
6. 主要な取得資産と引受負債の取得時に認識された金額
7. 認識された偶発負債
8. 企業結合に含まれない取得関連費用等
9. バーゲン・パーチェス(割安購入)の詳細
10. 被取得企業の被支配持分の詳細
11. 段階的に達成した場合の詳細
12. 取得日以降、当期の連結包括利益計算書上に含まれる
取得企業の収益及び損益
13. 取得日が当期首であると仮定したときの当期における
収益及び損益

海外企業事例 【Appendix_3-1 参照】
日本企業事例 【Appendix_4 P87,88 参照】

III. 4 M&A時の開示が充実_2/2

事業撤退時 ⇒ IFRSでは開示必要(廃止事業は現行JGAAPに存在しない概念)

1. 廃止事業とは

- ✓ 経営者が売却計画の実行を確約し(*1)、具体的な行動及び販売努力が行われている事業
(*1)特に機関決定は明言されていないが、通常は取締役会決議を経る必要があると考えられる
- ✓ 既に処分された、又は売却目的保有に分類されている「企業の構成部分」
例えば、以下のような計画等があるケース
 - ・ 独立の主要な事業分野又は営業地域を処分する計画
 - ・ 転売のみのために取得した子会社
 - ・ 支配喪失を伴う子会社の売却計画

2. 開示の趣旨

- ✓ 企業又はその一部事業の取得・売却が盛んになった昨今、取得は企業結合として処理・注記される。他方、売却は売却時の公正価値評価と共に、廃止事業として十分な開示又は注記をし、M&Aの両サイドで情報を充実させる
- ✓ 廃止事業を切りだし別表示することで、継続事業の期間比較ができる
- ✓ 廃止事業の情報を充実させることで、有利な買い手候補が現れる可能性がある

海外企業事例 【Appendix_3-2 参照】
日本企業事例 【Appendix_4 P81 参照】

III. 5 企業結合会計－JGAAPからIFRSへ

現行JGAAPとIFRSの差異は、大きくは論点4つ

主要論点	旧JGAAP	現行JGAAP(*1)	IFRS	現行JGAAPとIFRSとの差異
結合処理方法	原則：パーチェス法 容認：持分プーリング	パーチェス法のみ 持分プーリング法 廃止	同左(※パーチェス法を取得法に読み替える)	－
取得関連費用	取得の対価性あれば取得原価		全て取得企業の発生時費用	残る
段階取得	取得日毎にのれんを算定(段階法)	従来保有分は支配獲得日の時価で評価(一括法)	同左(※時価を公正価値に読み替える)	－
無形資産	識別可能な無形資産を計上できる(容認)	識別可能な無形資産は支配獲得日の時価で計上	同左(※時価を公正価値に読み替える)	－
偶発債務	引当4要件を充たす場合に計上 ①将来の特定の費用又は損失 ②その発生が当期以前の事象に起因 ③発生の可能性高い ④その金額を合理的に見積もることができる		過去の事象から生じ、公正価値を信頼性をもって測定できる場合は負債を認識すべし	残る
のれんの範囲	購入のれんのみ		購入のれん・全部のれんの選択適用(*2)	残る
のれんの処理	20年内の規則償却、減損兆候あればテスト		非償却、每期減損テスト	残る
負のれん	20年内の規則償却	支配獲得時に一括利益	同左	－

(*1)2010年4月1日以降実施される企業結合から強制適用

(*2)購入のれんは、親会社持分に帰属するのれんのみ認識し、全部のれんは、非支配持分に帰属するのれんも含めて認識するもの。IFRSはどちらでもよい。

IV. IFRSのM&A会計からM&A戦略へ

IV. 1 M&A戦略に特に大きな影響を及ぼす論点 2つ

III.5の論点4つのうち、「取得関連費用」と「のれんの処理」は特に重要

1. 取得関連費用を即時費用化

- ✓ 企業結合時に取得企業側で多額の費用が発生する可能性あり

M&Aに際して発生するアドバイザー費用等の取得関連費用は、JGAAPであれば取得の対価性があれば買収対価を構成するものとして原価に含める。しかし、IFRSは、そのようなコストは被取得企業の公正価値を構成しないとの立場から、一切の原価算入を認めず、取得企業側で全額即時費用処理

2. のれん非償却化・毎期の減損テスト

- ✓ IFRSでは、減損兆候あれば割引後CFでテストする。割引前CFによる減損認識判定という作業は無い

IFRS上、のれん減損の算定範囲は固定資産と同じく資金生成単位。そして、JGAAP上で運用していた割引前将来CFによる減損認識判定は無く、兆候あれば割引後将来CFでテストし、簿価を下回れば減損処理すべきことになる

- ✓ M&Aの失敗により一時に減損され、かつ戻入れも無いため、マイナス財務インパクトが大きい

固定資産とのれんとでは減損戻入の取扱が異なる。固定資産は減損後に回収可能価額が回復すれば戻入れする。のれんは一度減損したら戻入れすることができない。理由は、価値の回復は、買収後の価値の形成（自己創設）であって、買収時の価値の回復ではないと考えるため

- ✓ 事務負担増になるのではないか

IFRSは、顧客名簿や従業員価値、ブランド、商標などを無形資産に配分した残りをのれんとする。よって、JGAAPよりもさらに評価する対象が増えるため、自社で評価を実施することは難しくなり外部の専門機関を利用するケースも想定される

IV. 2 PPAはとても重要!!

原価配分プロセス(PPA) ⇒ 非償却額の算定 ⇒ 統合後財務に大きなインパクト

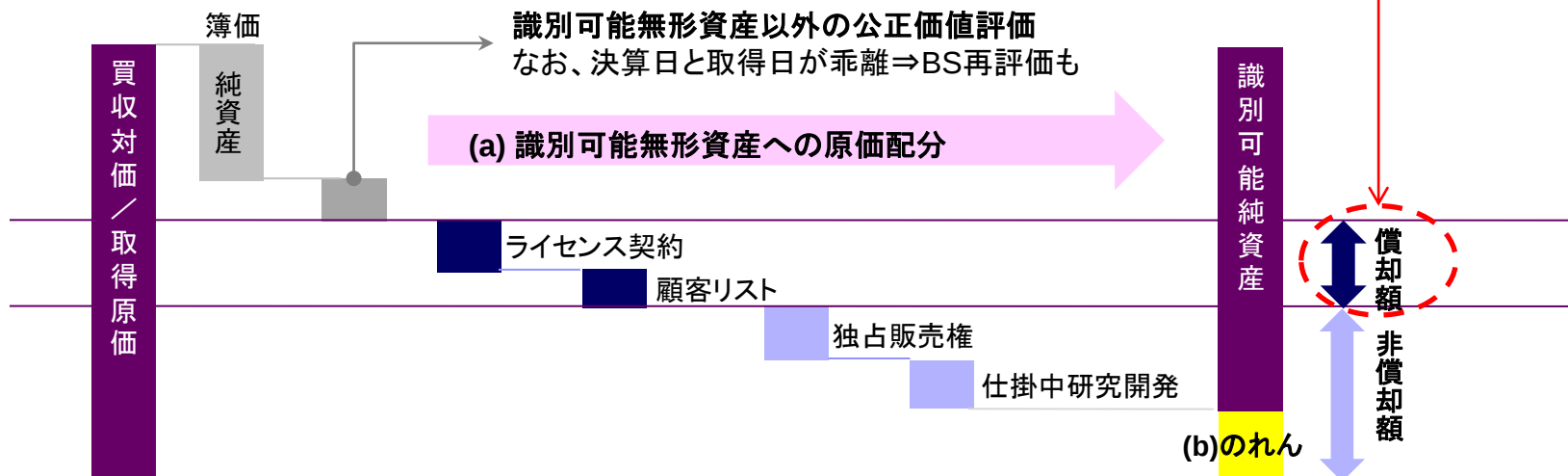
1. のれん算定は、識別可能資産・負債への原価配分(PPA) (*1)を通じ、非償却額を算定する手続(a)

(*1) PPA: Purchase Price Allocation 取得原価を識別可能な資産または負債へ配分すること

2. のれんは、識別不能で原価配分できなかった残額(b)

3. のれん非償却だが、PPAで振替えられた償却性無形資産は規則償却
⇒ 識別無形資産の公正価値評価の重要性が高まる

のれん算定プロセス
(イメージ)



無形資産事例 【Appendix_1 参照】
海外企業事例 【Appendix_3-3 参照】
日本企業事例 【Appendix_4 P17～20 参照】

IV. 3 のれん非償却化は諸刃の剣_1/2

のれん非償却化は営業利益を増加させる

【日本板硝子株式会社(以下NSG)の事例】 ※NSGの公表資料より抜粋

(概要)

- ・NSGはH19年3月期に英国のピルキントン社(以下PK)を買収。
- ・のれん230,369百万円及びその他ブランド等の無形資産181,750百万円を計上し、20年で償却を開始。
- ・NSGはH23年4月1日よりIFRSを適用予定。

単位: 百万円, () 内は費用

【H23.3月期予想P/L】

	JGAAP	調整	IFRS
売上高	600,000	40	600,040
償却前営業利益	33,000	2,600	35,600
償却費	(18,000)	8,420	(9,580)
営業利益	15,000	11,020	26,020
営業利益率	2.5%		4.3%

【償却費調整内訳】

<u>JGAAP予想値</u>	(18,000)	
のれん償却費	6,450	
PKブランド償却費	1,970	
計	8,420	
<u>IFRS予想値</u>	(9,580)	

IFRSでは償却しないため戻入

PK買収に係る償却費の調整額が、IFRS移行前の営業利益を56%押し上げ、売上高営業利益率を1.8ポイント増加させている

IV.3 のれん非償却化は諸刃の剣_2/2

非償却化＝減損リスク高いまま ⇒ 減損リスク対策・シナジー分析が重要

1. のれん非償却化＝減損リスク高いまま

- ✓ 従来の規則償却であれば簿価が每期逓減するため、同時に減損リスクも逓減
- ✓ のれん非償却化は、一定期間にわたる償却負担を回避
他方、取得時の簿価を維持するため常に減損リスクに晒されることになる

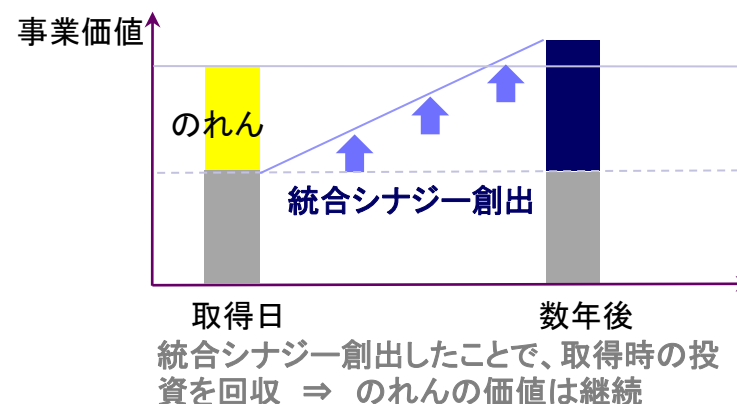
2. 減損リスク回避は事前のシナジー分析が重要

- ✓ 統合シナジー(*1)を創出する限り、減損はない
逆にシナジーを喪失すれば、減損対象になる
- (*1) 統合シナジーという表現は、統合によって生まれる価値の他、対象事業それ自体(スタンドアロン)の価値も含めたものになっている
- ✓ M&A失敗は、のれん減損という形で開示され、規則償却より財務インパクトが大きくなる
- ✓ 減損リスク回避のためには、M&A実行前に減損リスク洗出とその対策の検討、統合シナジー分析を実施することが重要

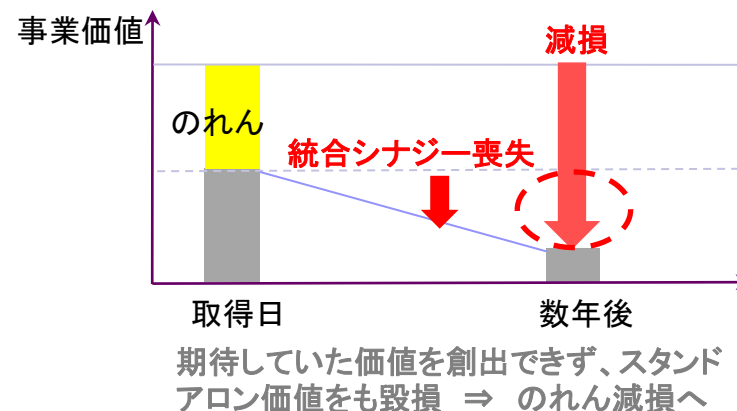
※ M&A成功のカギ

何のためにM&Aをし、何を得て、期待するシナジーは具体的に何で、シナジーを喪失するリスクは何かを事前にしっかり検討すべき

成功しているM&A

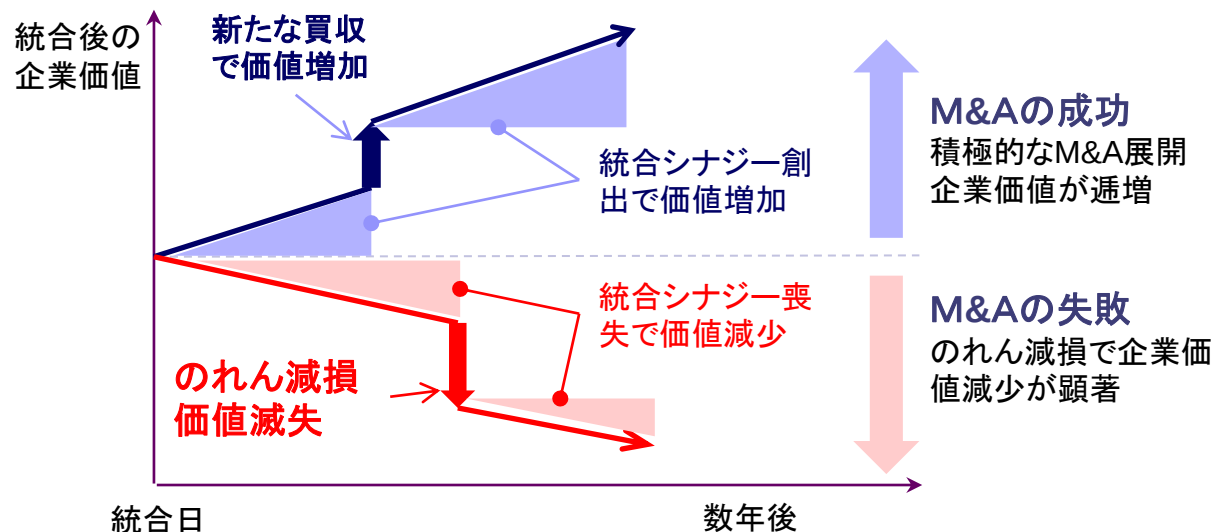


失敗しているM&A



IV. 4 M&Aの成功失敗は事後的に明確に

企業価値の形成と減失の差を大きくする⇒事後的にM&Aの成功と失敗を明確化



M&Aの成功と失敗は
大きな差になって数値化される

総資産に占める「のれん」の比率が高い会社ほど、M&Aの成功失敗の差が大きく表れる

【ご参考: Appendix_2参照】

∴ M&Aを失敗しないための事前シナジー分析が重要

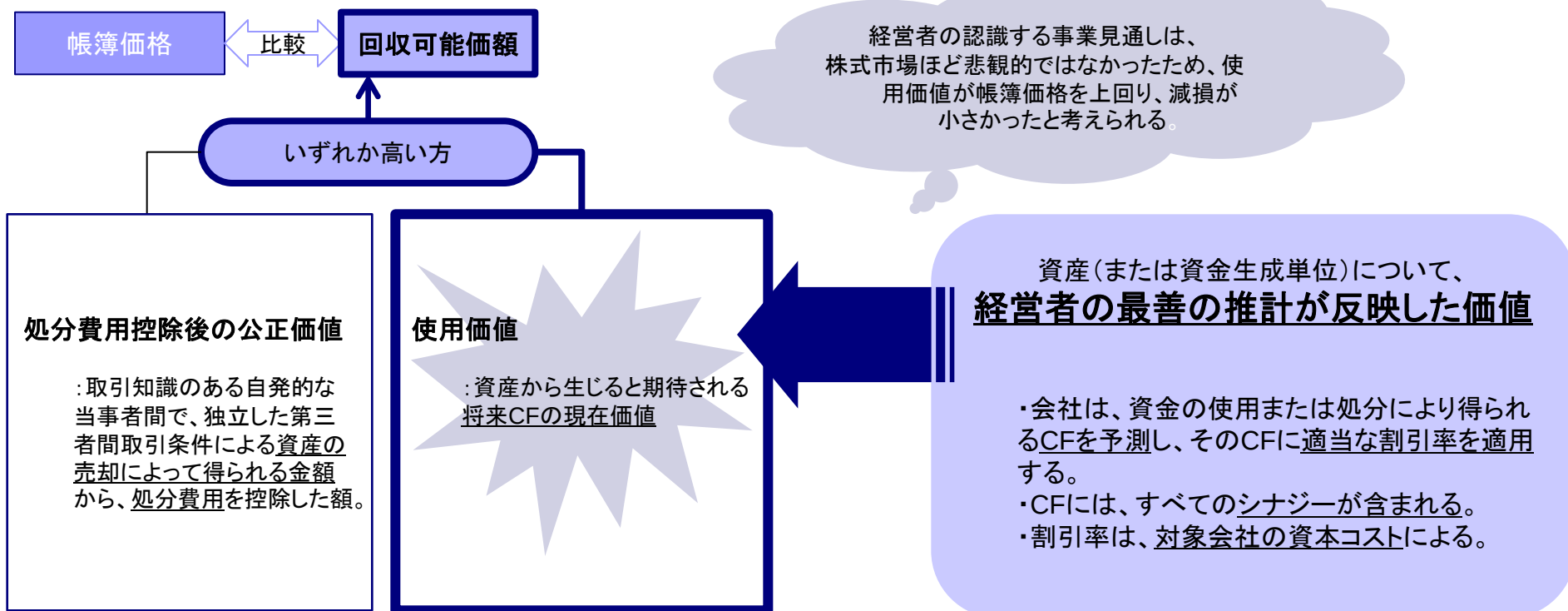
統合シナジー喪失に伴うのれん減損の財務インパクトは、非償却ゆえ大きい。減損リスクに見合うシナジーが見込めるかどうか、最終意思決定の前にしっかり見極めるべきで、その判断基準となる統合シナジー分析の実施とマネジメントへの報告が重要になる

IV. 5 IFRS「のれん」の減損実態

IFRS下の欧州では、のれん減損の影響は想定以下だった

2008年9月のリーマンショックを契機に、株式市場は急速な下落を余儀なくされた。そのため、大きなのれんを計上していた企業にあっては2008年12月期の減損は避けられないと予想されていたが、実際は、想定ほど大きな減損は発生しなかった。

IFRSの減損テストの仕組



参考文献:週刊 経営財務 (No.2947 H21.12.21発行)

IV. 6 減損テストの詳細開示

IFRSではより詳細な注記が求められる

JGAAP

✓ 重要な減損損失を認識した場合のみ注記が求められていた

※減損損失を認識した資産、認識に至った経緯、回収可能額の算定方法等の注記を要求する定めがある
(固定資産の減損に係る会計基準及び適用指針)



IFRS

✓ 減損損失の有無に係らず、每期減損テストに関する注記が必要

【主な注記事項(IAS36号)】

- ◆ 資金生成単位(以下、CGU)に配分されたのれんの帳簿価額
- ◆ CGUの回収可能額算定の基礎(使用価値or公正価値)
- ◆ 使用価値・公正価値に関する以下の事項経営者が基礎とした主要な前提、手法、成長率等の算定方法の詳細(経営者の見積りに関する情報)
- ◆ 回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額

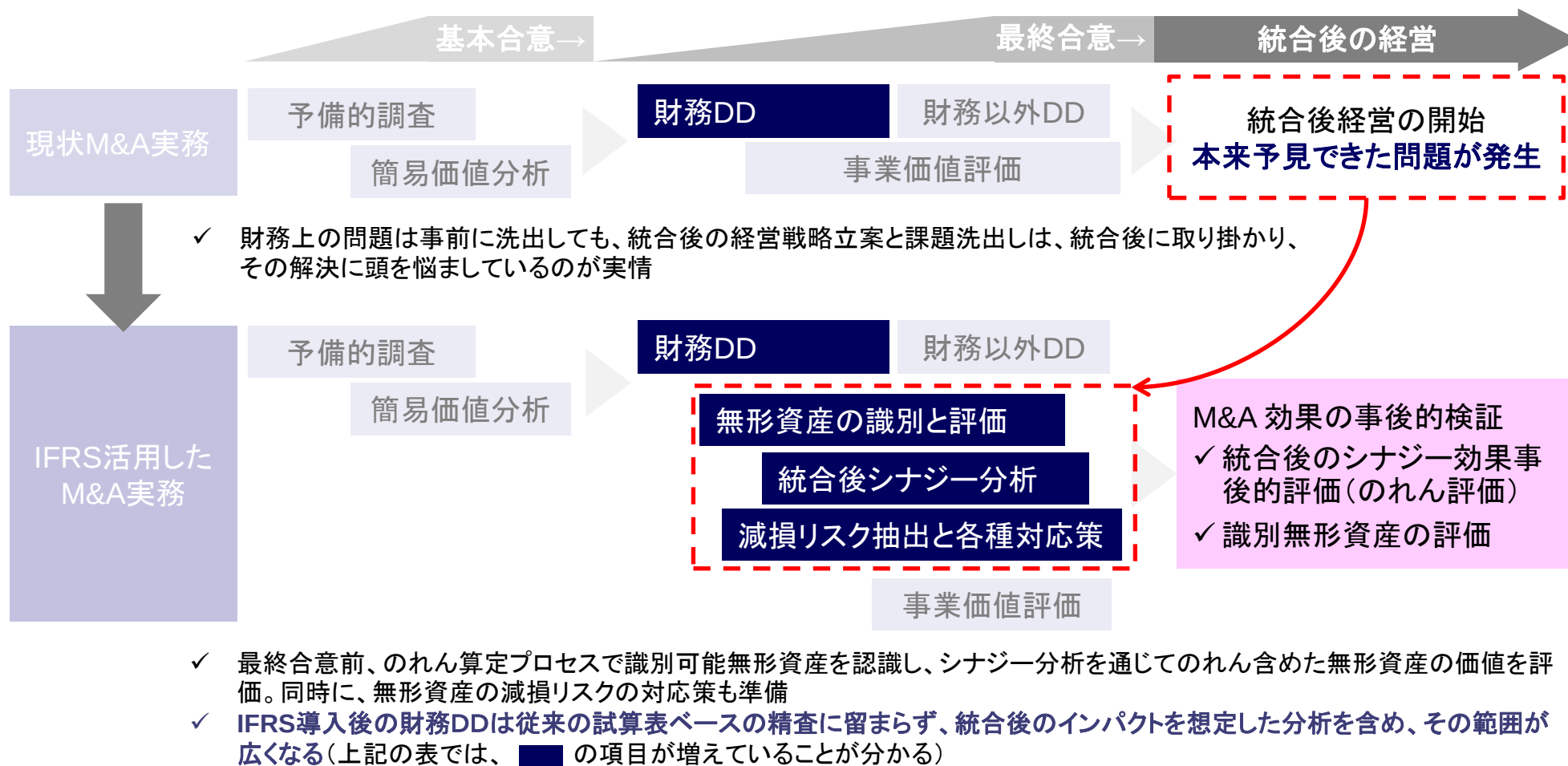
※ もちろん、減損損失が認識された場合は、上記に加えて減損損失に係る注記が必要

海外企業事例【Appendix_3-4 参照】
日本企業事例【Appendix_4 P38,40 参照】

V. まとめ

V. 1 IFRS導入後のM&Aプロセス

Pre-PPA(事前評価・分析)の重要性高まる



V. 2 財務DDの将来像

IFRS導入後の財務デューディリジェンスの範囲が広がる

1. 従来の財務DD
基準日時点の試算表をベースに資産負債を再評価
2. PPA作業のサポート
3. 無形資産の識別と評価
4. 買収後にインパクトを与える財務情報の洗出し
5. IFRSベースへの修正とその影響を把握
6. 統合後のシナジー効果の定量評価
7. 減損リスクの洗出しとその対応策の提言

リストラ費用や環境対策費用等、買い手の意思によって発生する債務は、従来日本基準では買収時に特定勘定として認識したが、IFRSはそれを認めない。IFRS導入後は買収後実際に発生したときに認識するにとどめる。統合前に、このような統合後の財務にインパクトを与えるものは無いか事前に把握

現状IFRS導入は上場企業を対象としているため、IFRSを適用していない非上場企業を買収する際は、買収前にIFRSに組替え、その影響を把握（例えば、特定業種につき、売上の総額表示から純額表示への修正）

買収の目的と、買収によって何を求めるのか明確化し、取得企業と被取得企業が事業統合した時に具体的にどういったシナジー効果があるのか定量評価（統合後PLイメージ）すれば、統合後の非償却無形資産（のれん含む）の評価策を検討

上記6のシナジー効果を失うケースとはどういうものか事前にリスクを洗出し、に生きる

V. 3 M&Aを成功させるために

IFRSは、M&Aによる企業価値向上をサポートするツール

M&Aの成功と失敗は、IFRS導入により企業価値の向上と減失に大きな影響を及ぼす

- ✓ **取得関連費用の期間費用**
買収時PLに影響を及ぼす
- ✓ **識別可能無形資産を認識し、非償却と償却を分類**
統合後BSとPLに影響を及ぼす
- ✓ **のれん非償却化・每期減損テスト**
M&Aの失敗は、のれん減損という形で表現され、価値を一気に目減りさせる

最終合意前の統合後価値創出戦略具体化の重要性が高まる

- ✓ **目的と手段の明確化**
何のためにM&Aをし、具体的に何を得て期待するシナジーは何か、回収するシナリオを明確にする
- ✓ **M&A効果の定量評価**
統合時と統合後の財務インパクトを分析し、統合後の無形資産評価につなげる
- ✓ **M&Aリスクマネジメント**
統合シナジー実現にむけた課題、減損リスクの可能性、その他想定される将来リスクの洗い出し、その対策の検討

IFRSは、適切な投資意思決定を促し、M&Aによる企業価値向上をサポート

- ✓ **攻め(企業価値の向上)の戦略**
のれんの減損リスクに怯えることなく、統合シナジーに見合うプレミアムを払って積極的にM&Aを展開し、企業価値を大きくすることができる
- ✓ **守り(⇒企業価値を維持)の戦略**
減損リスクに見合う統合シナジーが見込めるか見極め、M&A交渉の進め方や契約条件を再考することができる他、場合によってはM&Aをストップし将来の価値の減失を防止できる

講師略歴



芳木 亮介 清和監査法人 パートナー

2005年10月から5年間は、監査法人トーマツにおいて医薬関連業・運送業・金融業等の多岐にわたって法定監査業務に従事した他、株式公開支援業務や内部統制構築支援業務にも関与

2006年10月からGCA株式会社(現GCAサヴィアン株式会社)において、ファイナンシャルアドバイザーとしてM&A助言業務に従事。民事再生案件では再生債務者側、スポンサー側双方のアドバイザーを経験した。その他、買収防衛やグループ内事業再編の観点にたった事業価値評価業務、MBOやLBOモデルの策定を通した再編助言サービスを数多く手がけた

2009年3月以降、清和監査法人に参画、同年6月社員に就任。加えて、清和監査法人の同グループであるアーケイディア・グループにおいてコンサルティング業務に関与。なお、コンサルティング業務では、図研SoC事業部のエルミック・ウエスコム社に対する吸収分割による承継では、図研側のアドバイザーに従事

Mobile: 080-3355-5162

E-mail: yoshiki@seiwa-audit.or.jp

本日はお忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。

本日のセミナーに関してのご質問、IFRSや会計基準の動向や解釈に関するご質問、当法人へのご質問や面談のご依頼、M&Aアドバイザー業務のご用命等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

私、芳木及び専門チームのものよりご対応をさせていただきます。